

平成30年度第12回御船町議会定例会（2月会議） 議事日程

平成31年2月14日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

2番 森田 優二 君

8番 塚本 勝紀 君

第2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第3 報告第15号 専決処分の報告について

第4 報告第16号 専決処分の報告について

第5 報告第17号 専決処分の報告について

第6 議案第87号 工事請負変更契約の締結について

第7 陳情第12号 御船町嘱託員及び区内調整委員の設置並びに報酬等に関する条例改正
の陳情について（継続審査）

2 出席議員は次のとおりである（12人）

1番 清水 聖 君 2番 森田 優二 君

3番 岩永 宏介 君 4番 中城 峯雄 君

5番 福永 啓 君 6番 田上 忍 君

7番 池田 浩二 君 8番 塚本 勝紀 君

9番 田中 隆敏 君 10番 沖 徹信 君

12番 岩田 重成 君 13番 藤川 博和 君

3 欠席議員

11番 井本 昭光 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（16名）

町 長	藤 木 正 幸 君	御 船 町 教 育 長	本 田 恵 典 君
総 務 課 長	吉 本 敏 治 君	企 画 財 政 課 長	坂 本 幸 喜 君
税 務 課 長	上 村 欣 也 君	町 民 保 険 課 長	宮 崎 尚 文 君
こども未来課長	田 中 智 徳 君	福 祉 課 長	西 橋 静 香 君
健康づくり支援課長	本 田 太 志 君	農 業 振 興 課 長	藤 野 浩 之 君
商 工 観 光 課 長	作 田 豊 明 君	建 設 課 長	野 口 壮 一 君
学 校 教 育 課 長	坂 本 朋 子 君	社 会 教 育 課 長	宮 川 一 幸 君
環 境 保 全 課 長	緒 方 良 成 君	会 計 管 理 者	福 田 敏 江 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（藤川博和君） ただ今から、平成30年度第12回御船町議会定例会 2月会議を再開します。

11番、井本昭光君より欠席の申し出があります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤川博和君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、森田優二君、8番、塚本勝紀君を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 諸報告

○議長（藤川博和君） 日程第2、「諸報告」を行います。

諸般の報告を行います。

それでは、休会中における諸般の報告をいたします。

議会運営委員会を2月5日に開催し、各種案件、定例会2月会議の進行などについて協議を行いました。第12回御船町議会定例会2月会議の議事日程は、2月14日の1日と決

定しました。議会全員協議会を２月８日に開催し、それぞれの議案について協議を行いました。

次に、今回受理しました陳情第13号、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の指針に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情書については、机上配布となりました。

次に、委員会研修について報告します。１月22日、議会運営委員会で福岡県上毛町議会において、予算・決算議会についての研修を行いました。

次に、九州自動車道建設促進期成会について報告します。１月21日から22日にかけて、国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所をはじめ、地元選出国會議員の事務所などに、早期整備を求める提言活動を行いました。

その他内容につきましては、議席に配布しております資料のとおりです。

次に、地方自治法第235条の２第３項の規定による例月現金出納検査12月分の結果報告は、第11回会議で配布しておりますので、報告書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず、こども未来課について報告します。

１月31日、若葉保育園の園児たちが毎年恒例の老人ホームオアシスへの慰問を行い、一足早く豆まきを行いました。交流会では園児が歌やお遊戯を披露したり、一緒に手遊びをしたりしました。牛乳パックで作った豆を入れる枡（マス）を入所者にプレゼントし、一緒に鬼に豆を投げ、不幸や災いのない１年になるよう、鬼を追い払いました。

次に、健康づくり支援課について報告します。

１月18日、保健センター研修室において熊本医療センター小児科の緒方医師を講師として、「赤ちゃんからできるスキンケアと食物アレルギー対策」の講話を行いました。子育て連絡協議会や母子保健推進委員合わせて17名の参加があり、今後の乳幼児健診等に活かせる充実した研修となりました。

また、同日第２分庁舎において、御船町健康づくり地区推進員研修会を開催し65名の参加がありました。御船町特定健診結果データから見てきた飲酒頻度と血圧や中性脂肪、空腹時血糖値等の関係と状況を報告し、肥前精神医療センター福田医師を講師に、「血管

を守る上手なお酒の飲み方について」の講演を行いました。参加者は熱心に受講されており、今後の地域活動に大いに役立つ内容であったと感じています。

次に、商工観光課について報告します。

吉無田高原緑の村「星の森ヴィラ」のインターネット予約を2月1日から開始し、5月の大型連休中はほぼ満室となりました。また、ホームページの改修が3月上旬に完成予定です。町の観光地及び緑の村の動画配信等により、集客と知名度アップにつなげていきたいと思います。

御船町特産品「いさぎ」につきましては、2月24日開催の商工祭及び初市でも販売とPRを行う予定です。同じく改修後のホームページにも掲載し、「いさぎ」の知名度アップと販路拡大に向けて取り組んでいます。

次に、建設課について報告します。

1月27日に第2分庁舎において、災害公営住宅等への入居本申し込みがあった157世帯を対象とした抽選会を実施しました。当日は、住宅ごとに第1希望入居抽選を行った後、落選された世帯に対し、第2希望入居先を募り、再度抽選を行いました。今回の抽選会で最後まで入居先が決定しなかった15世帯に対し、現在第3希望住宅について個別に対応を行っているところです。抽選結果として、災害公営住宅100戸に対し100戸、中原団地45戸に対し9戸、県から譲り受ける予定の木造仮設住宅66戸に対し、33戸の入居世帯が決定しました。今後、仮設住宅の供与期間及び災害公営住宅の建設進捗を見据えた入居手続きを行っていきます。

次に、熊本地震災害復旧で遅れていた四宮橋架替工事に係る地元説明会を1月23日に行いました。担当者から設計内容及び工事工程について説明を行った後、出席者から要望事項等を聴取しました。平成31年度から工事を進めていく予定です。

次に、学校教育課について報告します。

御船中学校ものづくり部の生徒が全国大会において、2年連続で文部科学大臣賞を受賞しました。丁寧な作業と中学生とは思えない精度の高い出来栄えに高い評価を受けました。

続いて、小坂小学校の4年生が全国小中学生交通安全ポスターコンクールにおいて警視庁長官賞を受賞し、熊本県の交通事故防止のパンフレットの表紙にも採用されました。御船の子どもたちの頑張りに大変誇らしく、胸が熱くなる思いがしたところです。

次に、社会教育課について報告します。

去る1月13日、3年ぶりにカルチャーセンターホールにて成人式を開催しました。第1部の式典では、新成人186人のお祝いを盛大に行うことができました。また、第2部は、成人式実行委員会の自主運営で行い、学生時代の恩師をゲストに招き、温かいお祝いの言葉をいただきました。式典終了後は、町民有志による街なかギャラリーでの記念撮影会も開催され、新成人の門出を祝福することができました。

次に、1月27日に第36回熊日郡市対抗女子駅伝が開催されました。上益城郡チームは総合で18位でした。中学生が中心の若いチームでしたので、来年度の飛躍を期待したいと思います。

以上で、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第3 報告第15号 専決処分の報告について**

**日程第4 報告第16号 専決処分の報告について**

**日程第5 報告第17号 専決処分の報告について**

**日程第6 議案第87号 工事請負変更契約の締結について**

○議長（藤川博和君） 日程第3、報告第15号、「専決処分の報告について」から、日程第6、議案第87号、「工事請負変更契約の締結について」まで4件を、会議規則第37条の規定に基づき一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第15号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第5号、町道八竜陣線事故における損害賠償額の決定について。

報告第16号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第6号、町道中央線事故における損害賠償額の決定について。

報告第17号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専

決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第7号、工事請負変更契約の締結について。

議案第87号、工事請負変更契約の締結について。災害関連効果促進事業辺田見11工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、詳細説明を行いたいと思います。

まず、議案書の2ページ、報告第15号、専決処分の報告についてであります。議案書の3ページを御覧いただきたいと思います。御専第5号です。町道八竜陣線の事故における損害賠償額の決定についてであります。

まず、概要です。町道敷きにおける車両物損事故について、下記の者と御船町間で示談の上、損害賠償額を決定したものであります。相手方につきましては、宇城市小川町在住の方です。損害賠償額が5,130円、事故の状況について説明いたしますと、この事故につきましては、平成30年11月5日、午前7時45分頃、相手方が町道八竜陣線を自家用車で通行中に発生したものであります。舗装面と路肩に段差が生じていたため、タイヤが損傷したものであります。

なお、示談日につきましては、平成31年1月10日となっています。

次に、報告第16号であります。議案書の5ページになります。御専第6号です。町道中央線の事故における損害賠償額の決定についてであります。概要につきましては、町道敷きにおける車両物損事故について、下記の者と御船町間で示談の上、損害賠償額を決定したものであります。相手方につきましては、御船町在住の方であります。損害賠償額が5万7,283円であります。事故状況につきましては、この事故は、平成30年11月15日、午後3時10分頃、相手方が町道中央線を自家用車で通行中に発生したものであります。橋のすり付け部分に段差が生じていたため、タイヤ及びホイールが損傷したものであります。

なお、示談日は平成31年1月23日であります。

次に、報告第17号です。7ページをお願いいたします。御専第7号です。工事請負変更契約の締結についてであります。まず、工事名が玉虫住宅地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設（その1）工事であります。

変更の内容につきましては、地すべりを止める固結工の一部施工箇所におきまして、

支持層が表面から浅いうちで確認されたことで、改良杭長を短くしたことによる減額が1つの要因です。

次に、がけに接する宅地の敷地内で抑止杭を施工する予定がありましたけれども、個人宅地擁壁の修復が早かったため、地権者の了解が得られなかったものであります。そのため、宅地外から施工することにより抑止力に応じた杭本数及び杭の長さが増えたことによる増額となります。

また、施工区域内で、家屋解体された宅地において当該地権者から住宅再建時期が早まる相談を受けたものであります。そのため、本事業で対象となる個別宅地擁壁復旧工事を先行して施工したということに伴います増額となります。

工事場所につきましては、御船町大字滝尾地内。現契約額は1億6,684万9,200円。先ほど述べました要因によりまして、351万5,126円の増額となります。したがって、変更後の契約額が1億7,036万4,326円となります。契約の相手方につきましては、御船町の井本土木建設・吉本組復旧・復興建設工事共同企業体であります。

次に、議案書の8ページです。議案第87号です。工事請負変更契約の締結についてであります。まず、工事名が、災害関連効果促進事業辺田見⑩工事であります。変更内容につきましては、終点側のブロック積工42.8平方メートルにおいて、法面掘削を行ったところ、盛土部分に係る土質状態が悪く、地盤が緩んでいることが確認されました。このため、上部家屋への被害発生が高まったことから、地山補強工、これは鉄筋挿入工となります。そちらに変更をすることによる増額となります。

次に、ブロック積工における起点側センターブロック214.7平方メートルを中型ブロック施工へ変更することによる増額となります。工事場所につきましては、御船町辺田見地内です。当初の契約額が5,140万8,000円、変更契約額が1,130万4,455円の増額となります。変更後の契約額が6,271万2,455円であります。契約の相手方につきましては、御船町辺田見の池田工建株式会社であります。

○議長（藤川博和君） これで、提案理由の説明を終わります。

日程第3、報告第15号、専決処分の報告についての件を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○10番（沖 徹信君） 町道の専決処分による事故が非常に年間ありますよね。浄水センターの前の道路、あそこのマンホールが上がっているから、車の車体の底を打つと言うから、

早くしてくださいということを、もう何回もしていますよね。あそこの道はどうなっていますか。

○建設課長（野口壮一君） 今回の熊本地震で浄水センター前の道路です、マンホールが突出しているというので、通行の皆さんに大変御迷惑をおかけしているところですが、昨年の12月議会で単独災害復旧工事の予算を可決していただいた中に、その中にその部分の復旧工事費が入っております。工事がちょっと遅れておりますが、早急に対応していきたいということで計画をしております。

○10番（沖 徹信君） 早急にすると何月までですか。3月の年度末には終了するということですか。

○建設課長（野口壮一君） 12月に予算を承認いただいた分について、一応年度内に発注をやりまします。ですので、そこから現場に入っていくという形になりますので、その年度内には完了は期待できないところですが、受注業者には早急に対応していただくように指導をしていきます。

○10番（沖 徹信君） 地震があって、どれだけの年月が経っていますか。そういう町道に対する甘さ、そういうことで事故が起きるわけでしょう。そしたら八竜下高野線のあの道の悪さはどうなっていますか。

○建設課長（野口壮一君） 同様に、今議員がおっしゃった路線についても、12月の補正予算の中の単独災害復旧工事の中に含まれておりますので、対応をしていきたいということです。

○10番（沖 徹信君） 課長はあそこの道を通られましたか。町長、通られましたか。見たらわかるでしょう。道があれだけ酷くなっているということは。それを今まで何のためにそんなに保留してきたのですか、工事もしなくて。その理由をお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 理由としては、土木係の発注工事になるわけなのですが、補助の災害工事を先行して発注をしたということで、その辺が一番の要因になりますが、今、議員から指摘がありますように、本来なら道路管理者としてのそういう危険を回避する工事を早目にしなくてはならない事案というのはわかっておりますが、今さっき説明しましたように、年度内に発注して対応を行っていきます。

○10番（沖 徹信君） それでは、高速インターの高速のトンネル内にですかね、もう去年の9月頃入札は終わっているとでしょう。工事関係者の看板も立っています。しかし、何一



つ動いてないわけですよ。舗装をはいで交通止めとしてあります。そこはどうなるわけですか。あそこはたしか前渡金もやってあるとではないですか。

○建設課長（野口壮一君） その理由は、私も把握はしておりませんが、今議員御指摘の箇所についても受注業者に指導をしまいたします。

○10番（沖 徹信君） 指導をしまいたしますと、もう半年以上ですよ。何回今までに指導されましたか。そういう甘さがあるから事故が起きるのですよ。全然そういう反省がない。今まで何回町道で事故があっていますか。年間何件ぐらいありますか。道路整備不良のための事故です。何件ありますか。

○建設課長（野口壮一君） 今回の熊本地震以後の町道内での事故等の件数については、平成28年度で6件、それから、29年度で8件、30年度で3件、合わせて17件が生じております。

○10番（沖 徹信君） 平成30年度ですよ、もう。それまで放っておくからこういう事故があるわけですよ。対応の甘さですよ。違いますか。やる気があるのかないのかですよ。ただ、逃れに地震で大変ですと、どこも大変ですよ。ほかの町村でもこんなに事故があっていますか。自分たちのミスですよ、これは、執行部の。いかがですか。

○建設課長（野口壮一君） こういう町道内での事故が多発しているということで、改善として道路パトロールの実施について見直しを行っております。町道の路線数は389本、町道の総延長が260キロメートルほどあります。パトロールを週1回以上行いまして、1つの路線に対して2カ月に1回は必ずパトロールができるようなシフトを組んで、今対応をしております。そのパトロール中に対処ができるものについては当日または翌日に補修を行っております。応急的な措置が困難な場合には、看板等を立てて危険を周知をしていく。あと、大掛かりな補修が必要な場合には、うちの土木係で舗装工事を別途発注するという対応をとっていくというものの見直しを行っております。

○10番（沖 徹信君） 舗装の崩れたところの軽微な修復という、それはわかります。よくやっています、今、それは認めます。そしたら、17件のこういう事故があったところ、そこはパトロールで改善が必要と認められたところは何件あったのですか。

○建設課長（野口壮一君） 17件のうちのパトロールでの要因で事故というのは、件数的にはちょっと把握が、申し訳ないんですけども確認ができておりませんが、ほとんどが平成28年・29年度については、熊本地震で道路が隆起していたところが主な要因でこういう事故が発生しているというものであります。

○10番（沖 徹信君） 熊本地震によって発生した事故ということは、これはいつまで言われるのですか。もう地震で潰れた道路は修復終わっておかないかとではないのですか。いつまで熊本地震によることによって事故が起きましたと言うのですか。もう3年近くになりますよ。

○建設課長（野口壮一君） 今議員がおっしゃることも、私たちも重々承知をしております。今回の単独災害復旧工事でも、町道の地震による隆起したところを対象としておりますので、この単独災害復旧工事を終了する時点で、その時点で熊本地震の影響に係る部分は見通しがつくという形になります。

○10番（沖 徹信君） 平成28年だったか29年だったか、修繕費は繰り越しをやりましたよね。修繕費ということで、予算も確かに取っておって、それを使わなくて繰り越すということは、どういうことでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 修繕費が当時未消化で落とされていたということで、原因として、補充工事を行わないで、土木係で大掛かりな工事をするという計画があったということで、その辺の調整が生じたところで、この災害の復旧工事で行うというところで、修繕費がその分余剰していたというものが一番の要因になっております。

○10番（沖 徹信君） 修繕費というのは、普通足らなくて、補正を組んででもするべきですよ。町民の安全・安心をするならばですね。繰り越してしないで、地震のために起こりましたと、それは言い訳にも何もならないと思いますけれども。いかがでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今議員がおっしゃられたことも、監査報告の中にも入っていたと、指摘をしてあります。平成30年度予算について、もうできるところは修繕をしていこうということで、30年度の施工として、この前の補正をいただいた中で、修繕を行っているという実情であります。

○10番（沖 徹信君） それでは、町長に伺います。地震の、道路がこれだけ甚大な被害を受けたということに、早急な修理はできなかったと思いますけれども、もう3年ですよ。100%近い、道路に関してですよ。その修復はできますか。

○町長（藤木正幸君） 発災直後から道路に関しましては補修工事、いろんな災害工事を行ってまいりました。まずは通学路関係、国道関係、県道関係、そういったところから今町道に入ってきて、今度は生活道路という形でいます。単災でこの間予算を立てていただきました。それが災害に関する最後の予算であります。ある程度の町道の傷んだところはこの

予算で災害に関するものはできていくだろうと思っております。

内容について、あと1年繰り越しがあると思いますけれども、この繰越予算の中で、災害の町道関係そういったものは修復をしてまいりたいと思っております。

○10番（沖 徹信君） それでは、12月の補正で町道関係は修復は終わるということですね。ということは、遅くとも6月、そこら辺までは町道の補修は終了するということだと思うのでいいのでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 予算含めまして、年度内にこれが入札・発注という形になります。それで繰り越して、次年度から工事等が始まっていきます。極力早くできるように、こちらとしても心してやっていきたいと思えます。

○10番（沖 徹信君） 12月の補正の分の入札はまだできてないわけですか。

○建設課長（野口壮一君） 12月の補正でいただいた分について、今入札の中の設計書の精査等をもう1回やり直したところで、一応年度内に入札という準備で進めております。

○10番（沖 徹信君） 12月補正を組む時点で、幾らという金額は出ているわけでしょう。それから2カ月経っても入札してないということは、どういうことなのですか。予算が通ったら、すぐ入札すべきではないですか。その辺の甘さがあるからずっと延びていくのでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 12月の予算で計上した額についても、財務局との協議が必要になります。財務局との協議の中でも、この設計書が積み上がったものの前の設計書になります。その辺をもう1回中身を精査して発注に支障がないという状態にして発注をしていくという形になりますので、年度内には発注に向けて準備を進めてまいります。

○6番（田上 忍君） まず、この事故の件数につきましては、これで、事故の件数の多い原因というのは何だったのですか。

○建設課長（野口壮一君） 一番の要因としては、道路管理者である町としての対応が遅れているというのが一番の要因ということだと思います。

○6番（田上 忍君） 補修できないのが一番の要因だと思いますけれども、でも先ほどパトロールを強化していると言われましたよね。補修できなくてもパトロールを行っていれば、この辺は未然に防げるのではないかと思います。どうですか。

○建設課長（野口壮一君） 道路パトロールを強化したということで、実質、この平成30年度からパトロールの強化を始めたということで、今議員がおっしゃるように周知看板等をし

ていればということですので、補修できる分は補修として、その随時パトロール中でもあるし、そういう取り扱いをやって対応をしていくということです。

○6番（田上 忍君） 今回、2件上がっていますが、これは今回の件については、パトロールでは見つけられなかったと思いますか。

○建設課長（野口壮一君） 1件目の陣のほうについては、本来だったらパトロールで本来は見つけている部分だと思いますけれども、補修が徹底をしていなかったというのが1つあると思います。2件目についても、橋等の段差がありましたけど、1つは過失割合も本人が多くなっているのですが、この落差というのが、見ますと、さほど大きいものではなくて、本人の運転手のスピードの出し過ぎ等も1つの要因として今回上がったという状態であります。

○6番（田上 忍君） 今の答弁を聞きますと、1件目はそういうパトロールで見つかったということですか。

○建設課長（野口壮一君） そこははっきり確認はしてないんですけど、一応これはこの道路についても町道でありますので、パトロールは実施したという路線でもあります。

○6番（田上 忍君） では、パトロールでは見つかってなかったということですね。だから、見つかったって、見つかったのか見つかっていなかったのかというのを聞いたのです。

○建設課長（野口壮一君） すみません、そこは確認をして、また報告をいたします。

○6番（田上 忍君） では、それは後でいいですので、お願いします。パトロールを強化したといいますが、いったいどういうパトロールをやっていますか、具体的には。

○建設課長（野口壮一君） 先ほども申しましたように、町道の路線数389本ある中で、パトロールを週1回以上実施するということで、1路線は必ず2カ月に1回はパトロールで回るというシフトを組んでおります。このパトロール中に発覚して、簡易的な修繕で済む場合には現地で補修を行ったり、補修はするものの、危険性がある場合にはそういう看板を設置して、危険箇所の周知を行ったり、そういう対応を行っております。

○6番（田上 忍君） いや、聞きたいのはそういう回数の問題ではなくて、具体的なパトロールの内容です。

○建設課長（野口壮一君） 一応町の公用車で、目視状態で回るわけですが、一応補修が必要などところあたりは、補修前の写真、それから補修後の写真あたりを撮って報告を随時上げていくという状態です。

○6番（田上 忍君） いや、そういうのではなくて、公用車でパトロールカーというのが何かついていますよね。例えば、もう40キロぐらいでずっと行って、ただ見よるとか、じっくり見ていっているのか、その辺を聞きたいのです。

○建設課長（野口壮一君） これはあくまでも道路パトロールでありますので、速度をゆるめにして目視でパトロールをしているという状態です。

○6番（田上 忍君） まあ、これ以上聞いても仕方ないようなので、もうちょっとじっくり見ながら、見つけていってもらえればと思います。

先ほど看板の件が出ました。先ほど沖議員が質問したマンホールのところですが、あそこは看板等は出ているのですか。

○建設課長（野口壮一君） 私も現場のほうは通っておりますが、看板が立っていたかというのは確認は取れておりませんが、これも含めたところで報告をいたします。

○6番（田上 忍君） では、どうかわからないということですが、ではあの道路については、看板は、課長は必要だと思いますか。どうですか。

○建設課長（野口壮一君） 個人的には、看板は必要な路線ということで考えております。

○6番（田上 忍君） 個人的というか、普通の人が行って、あそこはもう私もよく通ります。とても危険が伴うんですね。普通車で行ったら、そんなにポンポン跳ねたりはしませんけど、例えばバイクで行ったりとか軽自動車で行ったりしたら、もうポンポン跳ねるんですよ。とても危険だと思います。ぜひあそこは看板をつけて注意喚起を促してほしいと思います。

○議長（藤川博和君） 質疑はありませんか。

○9番（田中隆敏君） 今の関連ですけれども、私もやはり毎日生活しているその周辺でそういう道路が破損した場合がありますので、直接建設課に連絡をして、早急に補修をしていただいたというケースもあります。今一番大事なのは、区長さんが、今区は以前からすると85かありますけれども、区長会や嘱託定例会に諮って、やはり区長さんが町に自分の地区のどこどこが傷んでいると、早急に修理をしてくださいという連絡をされていると思いますし、私たちの地区には、区長さんが地区役員を月1回招集をして、そして地区の状況、要するに道路ならそういう問題にしましても、防犯灯が消えているか消えてないか。消えていたら早急に交換をするとか、そういう作業を区長さんを中心にしながら、地区で住みやすい、特に今は冬場ですので夜間が長いのですので、そういうのも含めてやっており

ます。

では、町長、やはり囑託員の対話ですね、こういうところが、大事なところですから、職員に200何十キロの町道を2週間に1回、回ってこいではなくて、地区から以前にも皆さんにお願いしてあったと思うのですけれども、区長さんたちにおいても、状況が悪いところは区長さんに報告するように、また区長さんは逆に建設課なら建設課、農業振興課なら農業振興課というところに早急に対応してくださいよと、この流れをもう1回再確認していただけないか。町長、いかがでしょうか、そこは。

○町長（藤木正幸君） 震災直後にお願いしていたという経緯があります。もう一度その辺は区長会で申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○3番（岩永宏介君） 今、ずっと聞いておりまして、やはりこれが非常に不幸中の幸いといえますか、人身事故に至っていないというところは、これはよかったなとも思うのですが、今の田中議員と一緒に、やはりもうちょっとパトロールの強化といってもまだ週1回、2カ月に1回町道を全部回るという形でパトロール強化をしているということですが、これはなかなか道路で行くだけではやはり気づかないのですよ。だから、そのあたりの工夫が震災直後はあったと思うのですよ。

例えば、何であったかという、これが個人の家の、自宅から町道のほうに植木の枝が出ていて、それにぶつかってけがをされたというか、転倒されたというのがありましたね。あのときも申し上げたのですが、そういう住民からの通報、あるいは区長さんからの情報提供です。だから、そのあたりにやはり、やるということで、実際に御船広報にも載りました。だから、そのあたりのそこが原点だろうと思うとですよ。本当に命にかかわる問題ですのでやかましく言いますけれども、そこをやってほしいと思います。

そしたら、具体的に住民から通報があって、対処したというところがありますか。

○建設課長（野口壮一君） 今議員がおっしゃったように、住民からの通報、それから区長さんたちも町に情報を流していただいているという状況です。住民の方々からあった場合には、速やかに補修をできる部分については自分たち職員で行って補修をしたり、大掛かりになるものであればまた発注という形で、その都度対応をしていくという状態です。

○3番（岩永宏介君） 実際にはなかったということですね。住民などから、具体的に箇所があったかどうかを質問したのです。

○建設課長（野口壮一君） 直接住民からの通報というものは、あっておりますということで

す。

○3番（岩永宏介君） そしたら、もう実際に、私たちが経験したことですけれども、例えば、具体的に言うと、やはりパトロールでどうしてここが気づかれるのかなという感じのところもあるのですよ。例えば木倉のオアシスの前の、あれは町道ですよ。あそこは乗用車でいったときには、そう何ともないんですよ。ところが軽トラで行ったときに、スピードはそう出してはいないんですが、普通に通過していくと、もうダッシュボードに置いていた物が全部落ちるぐらいにバウンドがするんです。あそこは気づいておられますか。気づいておられるならば、その修理の予定というのがあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○建設課長（野口壮一君） このパトロールの報告の中に今のオアシスの前の道路の状態は、報告がっております。今後その辺を対応していくというものになります。

○3番（岩永宏介君） 非常にやはり大変だなと思うんですよ。週1回パトロールというのは頻繁によく見ますので、やはり回っておられるのだと思いますが、非常に評価したいのは県道で、住民のほうから、ここは本当に衝突の可能性があるということで、区長さんからあえてなかったもので、県道の高城、染野から上野の公民館のほうに行くところのカーブが、もう植木などがいっぱい出ていたのですよ。それを県に伝えてもらってそこはきれいになりました。だから、そういうのは、やはりなかなかできてないところあたりのあれになってしまいますけれども、そういう形ですぐ動いていただいた部分があつて、区長が非常に感謝しているのですよ。そういうのがありますし、だから区長さんのやはり意見を聞いてほしいと思いますが。

例えば、445号の代替道路になった町道あたりの、パトロールはされているのですが、問題ないですかね。上野から七滝、また445号に戻るあの路線の構造です。それが1つです。時間も、このことばかりになっていますので急ぎますが、マミコウロードについて事故があつたときには、これはどこが補償するのですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

マミコウロードは広域農道ですけれども、今御船町で管理しておりますので、町で補修等を行っています。

○3番（岩永宏介君） そしたら、マミコウロードについても非常に住民の方々が危惧されている方がおりますよ、交通事故が起きるのではないかと。

○議長（藤川博和君） 岩永議員、報告書とちょっとあれが違うと思いますけれども。議員、

議題が。

○3番（岩永宏介君） いや、今の。

○議長（藤川博和君） 議題の報告書と。

○3番（岩永宏介君） もう最後に、そのあたりをもう一度囑託員の声を聞いてほしいということだけ申し上げたいと思います。

○10番（沖 徹信君） 関連ということが一番に言っておきますけれども、国道443号の横に九電が御船営業所を廃止するときに防犯灯をつけましたよね。そこは間違っていますか、間違っていないですか。九電がつけてやったのでしょうか、あの防犯灯というのは。甲斐町長時代ですよ。あそこが球が切れているのが最低2個あると思います。それから、電線に竹がまた木が、そこら辺によってもう電線が切れはしないかという心配があります。あその管理はどこがするのですか。

○総務課長（吉本敏治君） 先ほど沖議員がおっしゃった九電が御船営業所のときにという話は、私もそういうふうに思っております。あの際に、九電から設置していただいたと。管理は防犯灯で、これは町で管理をしています。先ほど2カ所切れているというのは、以前にも沖議員から聞いたことがありますので、今確認を、職員には指示をしております。

それと、竹の問題については、これは個人の山になりますので、なかなか町でということ、今のところはそこまでの動きはしておりません。

○10番（沖 徹信君） あれは、電線が切れるのは時間の問題ですよ。あれだけ孟宗竹とか雑木が線にかかって、線がもう絡みよるんですね。そこら辺は町の管理下であれば、地主さんなりに切ってもらなり何なりをしてくださいよ。防犯灯の確認もまだしてないということですから。職員の方でも今残業ばかりされるけんが、夜に帰るときにはすぐわかるはずですよ、あそこを通るならば。

○議長（藤川博和君） 質疑はありませんか。

○建設課長（野口壮一君） 先ほど田上議員からの御指摘でありました町道八竜陣線のパトロールで、そのときはパトロールで確認は一応していたということで、その後の碎石を補充して対応をしていたと。その後に雨などで碎石が流れたところに落差できていたということで、そこで事故が生じてしまったというものであります。

それから、浄水センター前の道路については、現在まだ看板が立ててないということで、それは早急に対応をさせます。



○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

日程第4、報告第16号、専決処分の報告についての件を議題とします。

質疑を行います、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

日程第5、報告第17号、専決処分の報告についての件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

日程第6、議案第87号、工事請負変更契約の締結についての件を議題とします。

質疑を行います、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、議案第87号、「工事請負変更契約の締結について」の件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（藤川博和君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 陳情第12号 御船町嘱託員及び区内調整委員の設置並びに報酬等に関する条例
改正の陳情について

○議長（藤川博和君） 日程第7、陳情第12号、「御船町嘱託員及び区内調整委員の設置並びに報酬等に関する条例改正の陳情について」を議題とします。

池田総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（池田浩二君） 陳情第12号、御船町嘱託員及び区内調整委員の設置並びに報酬等に関する条例の改正について、総務文教常任委員長の報告をいたします。

継続審査となっておりました陳情第12号について、平成31年2月8日、午後2時30分より委員会室において、総務文教常任委員7名、執行部より総務課長ほか3名が出席し、高橋コミュニティ推進係長を書記に指名し、審議を行いました。

初めに、陳情第12号の陳情事項の3点について、執行部の見解を聞きました。見解の中で、執行部から、地方自治法及び地方公務員法の一部改正による会計年度職員制度の導入の説明を受け、現在の嘱託員の職員形態が会計年度任用職員制度になじまないで、私法上の契約による業務委託を検討していくなどの説明も受けました。

委員の意見としては、6嘱託区を1つにするのは、地域の思いである。区内調整員の平等割は半分で4年だが、ずっと半額にすれば、嘱託区再編に前向きになるのではないかと。法改正されている中で、法を押し曲げるわけにはいかない。ただし、嘱託区再編は約20年前から取り組んできて、やっと水越中央区が再編した。今後この取り組みを進めていく中でも、もう少し見直しがあってもいいのではないかと。現在の条例を改正したのは1年前であり、運営する中では反省材料が出てくる。その1つとして、今回の陳情書であると思うが、この地区だけでなく、町全体で見直しすることになってくると思う。平成31年度中に嘱託員制度の方向性が変わる中で、その時期に条例を改正せずに次期改正するときの意見として取り扱ったほうがいい。今採択して条例改正まですることはないと思う。区長のなり手がない中配布等があり、嘱託員以外の役職の報酬まで削るのかということだと思う。配布物の世話また配布物の削減を検討する必要がある。配布物は小学校ごとの団体に委託するということも考えられる。嘱託員が廃止されるなら配布は郵送することも考えられる、等の意見が出ました。

以上の意見を踏まえ審議を行いましたが、結論が出ず、継続審査となりました。

本会議におかれましても、委員長の報告どおり御承認いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（藤川博和君） 質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 質疑なしと認めます。

池田委員長、自席へどうぞ。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第12号、「御船町嘱託員及び区内調整委員の設置並びに報酬等に関する条例改正の陳情について」を採決します。

本件に対する委員長の報告は継続審査です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（藤川博和君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査と決定されました。

これで、平成30年度第12回御船町議会定例会 2 月会議の議事日程をすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会は議事の都合により、この後再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会とします。

これをもちまして、平成30年度第12回御船町議会定例会 2 月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11 時 06 分 休 会

地方自治法第 1 2 3 条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員